

横須賀市報

号外第 2 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地
毎月		横須賀市役所
10 日	編集兼 発行人	横須賀市長 上地克明
25 日	印刷所	（有）宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和 8 年第 1 号

監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、
同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 10 日

横須賀市監査委員 鷹野加裕子
同 井上東
同 南まさみ
同 加藤ゆうすけ

民生局地域支援部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年8月21日から同年12月18日まで

3 監査の対象及び範囲

民生局地域支援部の所管に属する令和7年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

しかしながら、次に述べる事項については、事務の一部に是正又は改善を要する事項が認められたため、適正な措置を講じられたい。

(1) 収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を調製し、又は改刻しようとする場合は、会計管理者の承認を受け、会計管理者の領収印台帳の登記を経なければならないとされているが、同規程に基づく手続きを経ていない領収印が使用、保管されていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は、出納員等領収印取扱規程に基づいた適正な管理に改められたい。

(窓口サービス課)

(2) 財産管理に関する事務

ア 物品会計規則によると、郵便切手、はがき、レターパック等又は収入印紙の管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿（第1号様式）により受払いを明らかにしておかなければならぬとされている。

郵便切手の管理において、郵便切手の保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、物品受払簿の所属長確認欄に所属長の署名又は押印がされていないものがあったので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(地域コミュニティ支援課、逸見行政センター)

イ 物品会計規則によると、物品出納員は、物品で不用になり、又は物品で使用に堪えないものができたときは、再使用できるものを除き、直ちに売払い又は除却（令和5年度以前は会計課物品出納員に返納）の手続をしなければならぬとされている。次の備品について、令和5年度以前に財務会計システムへの不用決定手続きをせずに会計課物品出納員に返納したため、備品整理簿に登録されたままとなっていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
発電機	0000027471	655,000 円	1986年5月21日
自動つり札機	0000016214	501,900 円	2008年6月15日

(逸見行政センター)

ウ 物品会計規則によると、課長等は、所管する備品に第2号様式甲による備品整理票をちょう付して整理しなければならないとされているが、次の備品について備品整理票がちょう付されていなかつたので、必要な措置を講じるとともに、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
プリンター	0000022021	72,450円	2007年4月25日

(逸見行政センター)

財政援助団体等監査結果報告書 (よこすか文化パートナーズ)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年8月21日から同年12月18日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) よこすか文化パートナーズ（よこすか文化パートナーズの概要については別紙に記載）が行った公の施設である横須賀市文化会館及び横須賀市はまゆう会館（横須賀市文化会館及び横須賀市はまゆう会館の概要等については別紙に記載）の管理に係る令和6年度における出納その他の事務（必要に応じて令和7年度分を含む。）
- (2) 横須賀市文化会館及び横須賀市はまゆう会館を所管する部局（文化スポーツ観光部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当

該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

しかしながら、次に述べる事項については、事務の一部に是正又は改善を要する事項が認められたため、適正な措置を講じられたい。

(1) 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

ア 令和5年4月1日協定締結の「基本協定書の一部を変更する協定書」について、協定締結日が記載されていなかったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 基本協定書の一部を変更する協定書によると、指定管理者は管理に係る業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面により市に申請し、市の書面による承諾を得なければならない。また、書面による承諾を得た場合は、市に委託内容を報告しなければならないとされている。しかし、横須賀市文化会館及びはまゆう会館の令和6年度設備保守業務の第三者委託について、指定管理者は、事前に書面による承認申請をしていたが、申請内容に一部誤り（委託業者名等の記載誤り及び委託業務名等の記載漏れ）のある内容で申請し、市から承認通知書の交付を受けていた。市が交付した承認通知書には、これらの誤りのほか、承認年度の記載誤りがあった。その後、指定管理者から市に提出された令和6年度の事業報告書に添付の業務委託一覧表の中でも一部誤り（委託業者名等の記載誤り）があったが、市は誤りに気付かず受領していた。今後は、第三者委託に関する書面及び事業報告書の受領について市によるチェックを十分に行うとともに、指定管理者に対し適正な第三者委託に関する書面及び事業報告書を作成するよう指導監督を行わみたい。

ウ 物品会計規則によると、課長等は、所管する備品に第2号様式甲による備品整理票をちょう付して整理しなければならないとされているが、横須賀市文化会館4階に設置された備品（救命具）について、備品整理票がちょう付されていなかった。

また、救命具（救助袋）については、法定耐用年数が8年とされているものの、当該救命具（救助袋）は備品整理簿によると、取得年が1972年となっており、メーカーが推奨する実用上の耐用年数10～15年をも大きく超過していることになる。ただし、現地で確認した救命具（救助袋）は型式番号などから備品整理簿上の救助袋とは異なるものと認められ、備品整理簿への登載から現在にいたるま

でのどこかで交換した可能性がある。しかしながら、市及び指定管理者は、当該救命具（救助袋）の取得年月日を把握しておらず、取得年月日は不明である。

以上の点を踏まえ、物品会計規則に基づいた備品の適正な管理に加え、救命具等の保守点検及び管理体制について、取得年月日等の情報が適切に把握・整理されるよう、今後の対応を検討されたい。

(別紙)

1 文化会館及びはまゆう会館並びにその管理に係る概要

名称（所在地）	横須賀市文化会館 (横須賀市深田台50番地) 横須賀市はまゆう会館 (横須賀市衣笠栄町1丁目47番地) ※横須賀市はまゆう会館は横須賀市文化会館の分館
設置目的	市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 管理施設の使用許可に関すること 2 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 3 舞台・音楽芸術の普及に関すること 4 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	指定管理料、利用料金収入

2 よこすか文化パートナーズの概要

名称	よこすか文化パートナーズ
設立年月日	平成30年3月31日
構成団体	代表団体 名称：株式会社不二テクノ 所在地：横須賀市小川町14番地1 代表者：代表取締役 久保田 康雄 構成団体 名称：株式会社神奈川共立 所在地：横浜市西区岡野二丁目6番6号 代表者：代表取締役 森山 英明

3 文化会館及びはまゆう会館の利用状況（令和6年度）

(1) 文化会館

区分	利用者数
大ホール	118,503
中ホール	30,679
展示室	32,111
市民ギャラリー	45,202
会議室	12,023
合計	238,518

(2) はまゆう会館

(単位：人)

区分	利用者数
ホール	26,657
展示ギャラリー	6,677
多目的室	9,112
リハーサル室	8,893
談話室	5,903
合計	57,242

4 文化会館及びはまゆう会館の管理に関する業務の収支計算書（令和6年度）

(単位：円)

区分	金額
1 収入	245,818,533
指定管理料	149,999,068
利用料金収入	55,965,250
その他収入	39,854,215
2 支出	250,257,857
人件費	110,182,000
委託料	63,972,700
事務費	74,023,987
その他経費	2,079,170
収支差額	△4,439,324

財政援助団体等監査結果報告書

(ル・アンジェ株式会社)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年8月21日から同年12月18日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) ル・アンジェ株式会社（以下「ル・アンジェ」という。ル・アンジェの概要については別紙に記載）が行った公の施設である中央こども園病児・病後児保育センター（中央こども園病児・病後児保育センターの概要等については別紙に記載）の管理に係る令和6年度における出納その他の事務（必要に応じて令和7年度分を含む。）
- (2) 中央こども園病児・病後児保育センターを所管する部局（民生局福祉こども部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等にのつとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当

該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

しかしながら、次に述べる事項については、事務の一部に是正又は改善を要する事項が認められたため、適正な措置を講じられたい。

(1) 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市）

基本協定書によると、指定管理者は月毎の管理業務の運営状況について市の指定する様式により市に報告しなければならないとされている。令和7年1月分の業務報告書について、指定管理者は正確な内容の報告書を提出したものの、市が誤って決裁文書に作成日、報告書名、管理の期間及び業務実績が異なる内容の報告書を添付して決裁を行っていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(2) 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

令和6年度全ての月の業務報告書において、基本協定書の引用条項として「第39条」と記載すべきところ、「第13条」と誤って記載していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(別紙)

1 中央こども園病児・病後児保育センター及びその管理に係る概要

名称（所在地）	中央こども園病児・病後児保育センター (横須賀市小川町 20 番地 すくすくかん 1 階)
設置目的	多様な保育需要に対応し、保護者が安心して子育てできる環境の整備及び児童の福祉向上を図ること
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 病児・病後児保育事業運営に関する事項 2 管理施設の使用許可に関する事項 3 管理施設の施設及び設備の維持管理に関する事項 4 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関する事項
主な運営財源	指定管理料

2 ル・アンジェの概要

名称	ル・アンジェ株式会社
設立年月日	平成 18 年 6 月 23 日
所在地	東京都渋谷区南平台町 1 番 10 号 いちご南平台ビル 6 階
代表者	代表取締役 野坂 幸司
主な業務内容	1 ベビーシッター、家政婦、家庭教師等の派遣、請負、保育所の経営、幼児向け語学教室の経営並びにスポーツ施設及び母子健康相談施設の運営 2 情報処理サービス、情報提供サービス、健康増進指導サービス、住宅介護サービス、経営コンサルタント業並びに不動産の賃貸業務 3 ベビー用品、玩具、遊戯具の製造販売

3 中央こども園病児・病後児保育センターの利用状況（令和 6 年度）

月	開設日数（日）	利用人数（人）			延べ利用人数（人）		
		計	病児	病後児	計	病児	病後児
4 月	25	21	17	4	31	27	4
5 月	24	19	17	2	27	25	2
6 月	25	22	16	6	32	24	8
7 月	26	24	23	1	37	36	1
8 月	26	12	11	1	16	15	1
9 月	23	16	14	2	21	19	2
10 月	26	21	17	4	34	28	6
11 月	24	17	13	4	29	25	4
12 月	24	16	15	1	25	23	2
1 月	23	19	14	5	27	22	5
2 月	22	15	14	1	18	17	1
3 月	25	17	14	3	22	19	3

4 中央こども園病児・病後児保育センターの管理に関する業務の
収支計算書（令和6年度）

（単位：円）

区分	金額
1 収入	17,201,808
指定管理料	17,176,000
その他収入	25,808
2 支出	17,201,808
人件費	13,766,012
事務費	1,294,891
委託費	198,000
その他経費	1,942,905
収支差額	0